

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月2日

弘前市長 櫻田 宏



1. 一般競争入札に付する市有財産の概要

区分番号	財産名称	初年度登録	総排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
1	消防自動車(1) (三菱 キャンター)	平成9年10月	4.56ℓ	6,839km	¥436,000	¥43,600
2	消防自動車(2) (いすゞ エルフ)	平成10年10月	4.57ℓ	10,875km	¥401,000	¥40,100
3	消防自動車(3) (三菱 キャンター)	平成8年11月	4.56ℓ	13,165km	¥221,000	¥22,100
4	消防自動車(4) (三菱 キャンター)	平成9年11月	4.56ℓ	9,873km	¥221,000	¥22,100
5	消防自動車(5) (三菱 キャンター)	平成8年11月	4.56ℓ	9,211km	¥221,000	¥22,100

備考: 「予定価格」とは、あらかじめ市が定めた最低売却価格(消費税等相当額を含む。)であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- [1]地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者または同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人または法人であること。
- [2]公告の日から公有財産売却一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
- [3]個人または法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員、および同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと。
- [4]無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者ではないこと。
- [5]前記[3]、[4]に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- [6]日本語を完全に理解できる者。
- [7]弘前市が定める弘前市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- [8]公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- [9]弘前市職員ではない者。
- [10]「3. 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3. 入札参加申込みの方法

- [1]入札参加希望者は、令和4年9月2日午後1時から令和4年9月20日午後2時まで、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより弘前市が定めた入札保証金を納付すること。
- [2]入札参加希望者は、上記[1]の仮申込みの手続きを完了した後、令和4年9月20日までに所定の申込書などにより弘前市役所 総務部契約課契約係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
 - ① 申込書などを郵送する場合
 - ア 送付先 〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1
弘前市役所 総務部契約課契約係
 - イ 受付 普通郵便で令和4年9月20日消印有効
 - ② 申込書などをお持ちいただく場合
 - ア 受付場所 弘前市役所 総務部契約課契約係
 - イ 受付時間 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。ただし、最終日の受付は午後2時までとする。)

なお、参加申込時に必要な書類などは以下のとおりとする。

 - ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
 - ※法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。
- [3]受付期間内に申込書などのすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。
- [4]その他
 - ①申込書は、弘前市のホームページより、「インターネット公有財産売却」のページからダウンロードする。
 - ②申込書などに要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - ③提出された申込書などは、返却しないものとする。

4. 契約条項を示す場所及び期間

- [1]場所 青森県弘前市大字上白銀町1-1
弘前市役所 総務部契約課契約係 電話0172-40-7023(直通)
- [2]期間 令和4年9月2日午後1時から令和4年9月20日午後2時まで

5. 現地説明

現地説明は事前申込制とし、下記のとおり申し込むこととする。

- 【1】場所 区分番号1～5 青森県弘前市大字鳥井野字宮本301-2 弘前消防署西分署敷地内
- 【2】申込期限 令和4年9月16日正午
- 【3】実施期間 令和4年9月2日午後1時から令和4年9月20日午後2時まで
- 【4】連絡先 弘前市役所 総務部契約課契約係 電話0172-40-7023(直通)
- 【5】受付実施時間 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。ただし、申込期限については最終日の受付は令和4年9月16日の正午までとする。)

※現地説明で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6. 一般競争入札等の場所及び期間

- 【1】場所 売却システム上
- 【2】入札期間 令和4年10月4日午後1時から令和4年10月11日午後1時まで
- 【3】開札 令和4年10月11日午後1時から

7. 入札の方法

- 【1】売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- 【2】郵送または持ち込みによる入札書の提出は認めない。

8. 入札保証金

- 【1】入札に参加しようとする者は、弘前市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- 【2】落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- 【3】入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- 【4】入札保証金には、利息を付さない。
- 【5】落札者が弘前市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は弘前市に帰属する。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 【1】この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- 【2】虚偽の申請を行ったもののした入札。
- 【3】市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札。

10. 落札者の決定方法

- 【1】入札期間終了後、弘前市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- 【2】開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

11. 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札者決定後、弘前市からの電子メールなどによる契約締結に関する案内に従い、弘前市と売買契約を締結しなくてはならない。

【1】契約締結期限

落札者は、令和4年10月18日午後5時までに契約を締結しなければならない。

落札者が、契約締結期限までに契約しなかったとき、および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消される。

【2】契約保証金

8の【2】により、入札保証金を契約保証金に充当する。

【3】必要書類

契約に際しては、弘前市より請書などを送付するので、落札者は必要事項を記入、押印の上、必要書類(弘前市が電子メールなどで送付する契約締結の案内において指示する書類)を添付して【1】の契約締結期限まで弘前市に直接持ち込みまたは郵送すること。

12. 売払代金の納入

落札者は、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の全額を一括で納付すること。なお、売払代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、本契約の締結及び履行に関して一切の費用は落札者の負担とする。

【1】売払代金納付期限

令和4年10月25日午後2時30分まで

【2】納付方法

売払代金は弘前市が交付する納入通知書若しくは指定の口座に振込むことで納付すること。なお、売払代金の納付にかかる費用は、落札者の負担となる。また、弘前市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

【3】売払代金の残額の金額

売払代金の残金は、売却価格から契約保証金を差し引いた金額となる。

13. 物品の引渡し

物品の引き渡しは次の期間及び場所にて公開したときの状態で引渡すものとする。

引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷などについては、弘前市は一切の責任を負わないものとする。

【1】引渡期間

令和4年10月25日～令和4年12月2日

(市役所開庁日の午前9時から午後4時まで、ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

【2】引渡場所

区分番号1～5 青森県弘前市大字鳥井野字宮本301-2 弘前消防署西分署敷地内

【3】その他

物品の引き取り時は、事前に弘前市役所 総務部契約課契約係へ連絡し、日程を調整すること。

14. 所有権の移転及び名義変更

【1】売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

【2】売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、および所有権移転に要する諸費用及び公租公課などは、落札者の負担とする。

15. その他

【1】当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。

【2】弘前市は、売払物件の瑕疵担保責任を負わない。

【3】入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名称 弘前市役所 総務部契約課契約係

所在地 〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

電話番号 0172-40-7023(直通)